

【取扱い厳重注意】

平成23年9月7日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 仁保 智紀

平成23年9月6日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全・保安院原子力防災課核物質防護第一係長 佐藤 滋朗

2 聴取日時

平成23年9月6日午後5時頃から同日午後8時頃まで

3 聴取場所

経済産業省別館5階501面談室3

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

小佐古参与の活動状況及びSPEEDIの公表等について別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

## 【取扱い嚴重注意】

別紙

### 1. 被聴取者の身分

佐藤係長は、3月11日の事故発生後から3月16日まで、保安院本院において放射線防護に係る業務に従事し、3月17日から小佐古内閣官房参与（東京大学大学院教授）を中心とする「助言チーム」という私的チームの要員として保安院から派遣され、3月28日まで同チームで小佐古参与等の補佐に当たっていた。また、同係長は、3月30日から4月7日までは、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の試算結果の公表等に関する官邸等での協議に、保安院審議官等とともに出席していた。

### 2. 小佐古参与の活動状況について

#### (1) 「助言チーム」の結成及び佐藤係長の同チームへの参加に係る経緯

小佐古氏の内閣官房参与への就任経緯については、私（佐藤係長）は直接関与していないが、後に民主党空本議員（東大大学院で小佐古氏に師事し、原子力工学を専攻。卒業後に東芝に技師として入社）から聞いた話によると、3月11日の事故発生直後から空本議員は自身の大学院時代の恩師である小佐古氏と電話で連絡を取り合い、何らかの形で事故対応に貢献できないかとの相談を行っていた。その後、15日頃に同議員は総理から官邸に呼ばれ、「今回の事故対応について知見を貸してほしい」との依頼を受けたので、放射線防護の専門家としてチェルノブイリ事故への対応に関する知見が豊富で、自らの恩師でもある小佐古氏を内閣官房参与として総理に推薦したとのことである。

これを受け、16日に総理は小佐古氏を内閣官房参与に任命し、同日夜に、近藤原子力委員会委員長の執務室で第一回会合が開催された。また、同参与は、尾本原子力委員会委員の部屋を執務室として使うこととなった。この経緯は承知していないが、近藤委員長も尾本委員も東大で原子力工学を学んだ人々であり、事前に小佐古参与と面識があったのではないかと私（佐藤係長）は考えている。また、当時、安全委員会及び同事務局は事故対応で多忙を極めており、比較的手の空いていた原子力委員会であれば、落ち着いて事故対応に当たることができるとの判断があったのではないかと。また、同参与の任命後、内閣官房が小佐古参与のために執務室を用意したが、大部屋に机が用意され、落ち着いて執務に当たるといった雰囲気ではないと同参与が考えたため、尾本委員の執務室を借りることとなったと聞いている。

16日の第一回会合には、私（佐藤係長）は出席していなかったが、小佐古参与、空本議員、近藤委員長、尾本委員の他に、根井保安院審議官も出席していたと聞いている。同日の会合での議論の詳細は承知していないが、翌17日午前6時頃に根井審議官から私（佐藤係長）のところに電話があり、「小佐古参与及び空本議員の希望で、君（佐藤係長）に助言チームのサポートに回ってもらうこととなったので、お願いしたい」との連絡があった。また、右連絡と相前後して、空本議員からも私（佐藤係長）のところに電話があり、「君（佐藤係長）をチームに入れてもらうよう保安院にお願いしておいたから」と伝えられた。

## 【取扱い厳重注意】

小佐古、空本両氏から私（佐藤係長）が指名された理由について直接は聞いていないが、事故以前から両氏と面識があったためであろう、と私（佐藤係長）は考えている。具体的には、私（佐藤係長）は現在文科省から保安院に出向しているが、文科省に入省する前は、██████████で働いていた。██████████に入省した年に、当時東芝社員であった空本議員が██████████に出向しており、重なったのは3か月ほどであったが、一緒に食事に行くなど、親しい間柄であった。また、小佐古参与についても、私（佐藤係長）が文科省で勤務していた時に、私が所属する課が主催する審議会の主査を小佐古参与にお願いするなど、以前から面識があった。

上記の経緯を経て、私（佐藤係長）は17日から「助言チーム」に加わることとなったが、当初から、私は、保安院職員としてというよりは、個人的なつながりに基づいて呼ばれたものであると認識していた。

### （2）「助言チーム」の初期の活動の態様

3月17日午前には、近藤委員長室で第二回会合が開催され、私（佐藤係長）も出席した。同会合には、小佐古参与、空本議員、近藤委員長、尾本委員、根井審議官の他に、細野補佐官、中山経産政務官、民主党長島昭久議員、大島元内閣府副大臣が参加していた。以後、出席者に多少の変動はあったが、3月20日頃までは朝・夕の二回、その後3月25日までは午前中に一回、定例の会合を開催し、新たに起きた事象や収集した情報を踏まえて小佐古、空本両氏が作成した関係省庁への事故対応に係る提言案について、出席者で協議していた。

上記会合には、保安院からは、通常、根井審議官が出席していたが、同審議官が対応できない場合には、平岡次長が来ていた。また、安全委員会も当初班目委員長が出席していたが、会議冒頭で中座することが多かった。その後、班目委員長はあまり出席なくなり、神田総務課企画官または██████████JAEA（日本原子力研究開発機構）部長が代理として出席するようになった。また、後述のように、モニタリング等に関して文科省から協力を得る必要があるという話になったので、18日頃に、私（佐藤係長）から、保安院への出向直前に上司であった明野文科省原子力安全課長にオブザーバーとして出席をお願いした。

提言の策定に係る検討は3月16日夜に開催された第一回会合から行われていたようで、私（佐藤係長）は、小佐古参与の指示で16日の会合の議事録を、17日に提言集のような形でまとめたと記憶している。その後、時間の経過に伴って提言が追加され、3月23日頃までに、50近い提言が「提言集」としてまとめられた。

提言案の策定は、小佐古参与、空本議員及び私（佐藤係長）の3名で行ったが、提言案の策定に当たっては、マスコミ情報や、安全委員会経由で原子力委員会委員にも配布されていたERCの資料（主にプラント情報やモニタリングデータ等）を情報源として用いていた。そして、こうした情報を基に、誰かがいずれ対応しなければならないが、現在対応が行われているのかにわかには分からない事項について、「助言チーム」からの提

## 【取扱い嚴重注意】

言としてまとめて行った。

例えば、自衛隊のヘリが第一原発上空で原子炉冷却のために散水している映像をテレビで見ていた際に、「散水後の汚染水が海洋に流れる可能性があるので、海域モニタリングが必要になるが、現在いずれかの組織が行っているとの情報は得ていない」との小佐古参与の意見をもとに、海洋モニタリングの強化に係る提言を盛り込み、文科省等をお願いすることが決まった。

このようにして作成された提言案は、定例会合で小佐古参与から近藤委員長をはじめとする出席者に対して説明し、出席者による議論を経て、「助言チーム」としての決定事項とされていった。

一般的に、内閣官房参与の決定を各省庁に強制する法的仕組みはないので、「助言チーム」においても、各省に助言の実施をどのように強制するかが問題となった。私（佐藤係長）は直接関与していないが、3月17日以前に空本議員は福山官房副長官に小佐古参与を紹介しており、その際、同副長官から「必要なことがあれば私（福山副長官）のところに相談に来てください、私が責任を持って対応する」との発言があったと聞いている。こうしたやり取りを踏まえ、17日以降、「助言チーム」が決定した提言集は、福山副長官の下に直接又は秘書官を通じて届けられ、官邸地下に詰めている各省リエゾン経由で各省に伝えられるようになった。また、東電が主体となって取り組む必要があるプラント対応に係る提言については、細野補佐官から東電に伝えてもらうこととした。

（当方より、各省による助言チームの提言に対する対応状況について問うたところ）チーム会合に出席していた、保安院、文科省、安全委員会のうち、前二者についてはそれなりに対応してもらえたとの印象がある。文科省については、「助言チーム」が行った海域等でのモニタリングの強化に関する提言を受け、実際にモニタリングを強化した。また、保安院については、平岡次長から、提言の一つである「原子力災害の被災地向けのニュースレターの発行」の実施に向け、レイアウトや配布方法について「助言チーム」に相談があった。

他方、安全委員会については、「助言チーム」からの提言に対応しているのか判然としなかった上、班目委員長は会合の冒頭で中座することが多かったため、（時期は覚えていないが）同委員会がどのような体制で「助言チーム」の提言に対応しているのか、小佐古参与、空本議員、私（佐藤係長）の三人で安全委員会に見に行ったところ、安全委員会として真摯に対応しているという雰囲気を感じられなかった。そのため、小佐古参与及び空本議員から岩橋局長に対し、安全委員会は「助言チーム」の提言にしっかり対応してほしい旨の申し入れを二度にわたって行った。

申し入れの際には、岩橋局長から「しっかり対応したい」との返答はあったが、同局長が事故対応に追われて疲弊しきっている様子が見られたため、助言チームからは、「安全委員会が助言チームの提言に対応できるようにするために必要なことがあれば、提言に盛り込むのでぜひ言ってほしい」と伝えた。なお、上記協議の以前から、班目委員長が■■■■部長を安全委員会事務局のサポートのために呼んでほしいと言っていたのを「助

## 【取扱い厳重注意】

言チーム」の定期会合等の場で聞いていたので、提言集を福山官房長官のところを持っていった際に、小佐古参与から、■■■■部長を安全委員会事務局支援のために招集することを進言した。

また、小佐古参与は SPEEDI データが公表されていないことについて強い不満を持っていたため、文科省に対して単位放出を仮定した定時計算の結果を送付してもらおうとともに、公表していない理由を問い合わせた。これに対し、文科省から計算結果は送られてきたが、公表については、「現在 SPEEDI の運用は、公表を含め安全委員会が行っているので、文科省では対応しかねる」との返答があった。その後、安全委員会にも問い合わせたが、明確な回答はなかったと記憶している。

### (3) 「助言チーム」のその後の活動の態様

助言チームの活動に係るロジ業務（弁当や車の手配）は、近藤委員長長の秘書が行っていたが、3月19日から21日にかけては休日で秘書がいなかったため、緊急時対応で原子力委員会事務局に出勤していた同委員会の職員に依頼したところ、同事務局の職員から「ロジ業務を原子力委員会事務局職員にやらせないでほしい」と言われた。また、それ以前からも原子力委員会のコピー機を大量に使用するなどしていたため、徐々に居心地の悪さを感じ始めていた。

そのため、21日に小佐古参与及び私（佐藤係長）は、執務室の移転を決定した。おそらく空本議員と懇意であったためであると思われるが、大島国交大臣が国交省に執務室を持つことを提案してくれたが、原発対応に係る内閣官房参与が国交省に執務室を持つのは対外的に説明がつかないとの理由であきらめ、最終的には議員会館にある空本議員の事務所を執務室として使用することとした。なお、「助言チーム」の会合についてはその後も近藤委員長室で開催していた。

また、22日朝には放射線防護の専門家である■■■■氏（■■■■）ら2名が「助言チーム」に加わり、放射線防護に関する提言が追加された。これを受け、助言チームでは、一通り必要な提言は行ったと思われるので、今後は、原則的に新たな助言は行わず、これまで「助言チーム」が行ってきた提言がどの程度実行されているかフォローアップをしていくことを決定した。

なお、私（佐藤係長）個人としても、保安院職員という立場を離れて、「助言チーム」の一員として各省に対して要望を提出し続けることに、途中から違和感を持ち始めていたので、22日に■■■■氏らが加わったことや、「助言チーム」での提言が一段落したことを受けて、根井審議官や前川原子力防災課長とも相談の上、3月28日に「助言チーム」を抜けた。したがって、それ以降、4月29日の小佐古参与の辞任に至るまでの経緯については承知していない（詳細については、■■■■氏等に聞いてほしい）。

## 【取扱い嚴重注意】

### (4) その他

校庭の線量限度の設定について、小佐古委員長と私（佐藤係長）は文科省に赴き、明野課長及び中矢放射線規制室長と協議を行った。その際、小佐古参与は線量限度に関する文科省の施策に対する態度のいい加減さに憤慨し、涙を流して抗議した（詳細については、明野課長及び中矢室長に確認してほしい）。

なお、小佐古参与は、4月29日の辞任会見の際に、校庭の被ばく線量を20 mSvに設定したことを批判し、これに対し、官房長官がその後の記者会見で、「小佐古参与は被ばく線量限度の引き上げを一部主張しており、辞任会見での発言とは矛盾するのではないか」という趣旨の発言をしていたと記憶しているが、これは誤解である。小佐古参与が被ばく線量限度の引き上げを主張していたのは作業員であって（※「助言チーム」は限度を250 mSvか500 mSvに引き上げるべきであるとの提言を行っている）、一般人の被ばく線量は可能な限り低く設定すべきであるとの立場であった。

（当方より、小佐古参与の安全委員会に対する心証を問うたところ）小佐古参与は、班目委員長がいつも会合の途中で中座することに強い不満を持っており、終了後によく班目委員長の不満を述べ、近藤委員長にいなされることがあったように記憶している。

### 3. SPEEDI 試算結果の公表等について

私（佐藤係長）は、3月28日に「助言チーム」を離れた後、3月29日は保安院本院で本来業務を行っていたが、同日または翌日に、根井審議官から、「SPEEDI の公表に関して官邸で関係省庁を交えて協議が行われるので、同行してほしい」との指示があった（※佐藤係長は██████████での勤務経験から SPEEDI に関する知見が豊富）。これを受け、3月30日には、同審議官の指示で SPEEDI の活用及び公表に係るペーパーを、文科省及び安全委員会と協議の上、保安院で取りまとめて作成した。右ペーパーでは、「4月1日から原則として毎日定期的に試算するとともに、試算結果の評価を行い、それらを公表する」としていた。その後、官邸での協議の詳細は記憶していないが、保安院は、SPEEDI の試算結果を全く公表しないのは難しいが、公表に当たっては慎重に行うべきであるとの立場であったと記憶している。

確か3月31日に行われた官房長官との協議の場であったかと思うが、同席していた伊藤危機管理監が、DOE が航空機サーベイを行っていることや、実際のモニタリング結果と SPEEDI による予測結果が類似しているが、SPEEDI 予測によると、避難区域に設定されている20 km 圏内の地域外においても、高い線量が示されている、等の説明を行った。これを受け、官房長官からは、「SPEEDI を活用してモニタリングを強化する必要があるとともに、場合によっては20 km 圏外でも線量の高い地域については追加的に避難区域に設定する必要がある」との指摘がなされた。また、（おそらく同長官から）地域ごとの積算線量等が見やすいように、モニタリング結果をマップ化してほしいとの指示があった。

3月31日の官房長官室での協議においては、森口文科省審議官から SPEEDI 試算結

## 【取扱い厳重注意】

果はすべからく公開、とはいかないとの方針を説明し（※各省が様々な仮定を置いて行っていた SPEEDI 試算を非公表とするという方針のことと思われる）、出席者の了承を得ていたように記憶している。ただし、1 Bq/h の単位放出を仮定した定時計算の SPEEDI 試算結果の公表の可否について議論が行われている途中で、伊藤危機管理官によるモニタリングに関する上記報告をきっかけとして、モニタリング強化や線量マップ策定についての議論が開始されたため、その後、SPEEDI 試算結果の公表についての議論が行われないまま散会となった。

3月31日の官房長官指示を受け、文科省が中心となってモニタリング結果のマップ化作業を開始した。その際、SPEEDI を使用して線量の高そうな箇所を予測し、まだモニタリングが行われていない場合には、文科省の指示で実際にモニタリングカーを派遣して、計測を行っていた。その後、4月2日頃にマップが完成した。

これを受け、4月2日夕刻に官房長官のところで協議を行った。右協議には、官房長官に加え、福山官房副長官、細野補佐官、伊藤危機管理官、保安院（黒木審議官及び佐藤係長）、文科省（明野課長）、安全委員会（加藤審議官）の職員が出席していた。また、具体的氏名は記憶していないが、放射線医学総合研究所の医者の方も同席し、ICRP 基準の説明を行った。その後出席者の間で、右説明を踏まえ、避難範囲の設定基準となる積算線量を 20mSv か 50mSv のいずれかにすべきかについて議論が行われた。

上記協議においては、最終的には具体的結論は出ず、おそらく官房長官から、「どの地域で何日くらい滞在すれば、積算線量が 20mSv ないし 50mSv に達するかについて、地点ごとに計算するとともに、その地点の住民の数の関連情報を合わせて持ってきてほしい」との指示があり、その場は散会となった（この指示は3月31日の協議で既に行われていて、文科省が4月2日の協議にそうした地図を持ってきていたかもしれないが、よく覚えていない）。

その後、上記の官房長官室での協議を踏まえ、同日午後6時頃から、緊急参集チームがある官邸地下において、伊藤危機管理官主催の協議が行われ、上記の官房長官室での協議に出席していた文科省、保安院、安全委員会職員が出席し、計画的避難区域設定に係る詳細について検討が行われた。なお、この協議において、伊藤危機管理官から、「単位放出を仮定した定時計算結果だけを毎日公表しても、放射性物質が流れている方向が分かるだけであって、実際の線量や積算線量等が分からないのであるから、公表しても意味がないのではないか。それよりも、まずは SPEEDI を活用して、モニタリングの精度を上げることが重要なのではないか」との発言があった。

3月31日及び4月2日の官邸での協議を受け、ERC 住民安全班では、文科省が作成した地図等を参考に、深野保安院対策官（当時）の指揮のもと、計画的避難区域等の範囲設定に係る検討が行われた。その後、4月5日に基本的な考え方がまとまったので、同日保安院から海江田大臣に報告し、翌6日には、官房長官から総理に説明して了承を得た。4月7日に大きな余震があり、私（佐藤係長）は本来業務に戻ることであったので、その後の経緯の詳細は承知していないが、聞くところでは、4月10、11日の休

**【取扱い嚴重注意】**

日に地元自治体への説明が行われ、自治体の了承が得られたので、翌11日に官房長官が計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の基本的考え方を記者会見で発表した、とのことである。



【取扱い厳重注意】

平成23年9月7日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 仁保 智紀

平成23年9月6日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全・保安院原子力防災課核物質防護第一係長 佐藤 滋朗

2 聴取日時

平成23年9月6日午後5時頃から同日午後8時頃まで

3 聴取場所

経済産業省別館5階501面談室3

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

小佐古参与の活動状況及びSPEEDIの公表等について  
別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

## 【取扱い嚴重注意】

別紙

### 1. 被聴取者の身分

佐藤係長は、3月11日の事故発生後から3月16日まで、保安院本院において放射線防護に係る業務に従事し、3月17日から小佐古内閣官房参与（東京大学大学院教授）を中心とする「助言チーム」という私的チームの要員として保安院から派遣され、3月28日まで同チームで小佐古参与等の補佐に当たっていた。また、同係長は、3月30日から4月7日までは、SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の試算結果の公表等に関する官邸等での協議に、保安院審議官等とともに出席していた。

### 2. 小佐古参与の活動状況について

#### (1) 「助言チーム」の結成及び佐藤係長の同チームへの参加に係る経緯

小佐古氏の内閣官房参与への就任経緯については、私（佐藤係長）は直接関与していないが、後に民主党空本議員（東大大学院で小佐古氏に師事し、原子力工学を専攻。卒業後に東芝に技師として入社）から聞いた話によると、3月11日の事故発生直後から空本議員は自身の大学院時代の恩師である小佐古氏と電話で連絡を取り合い、何らかの形で事故対応に貢献できないかの相談を行っていた。その後、15日頃に同議員は総理から官邸に呼ばれ、「今回の事故対応について知見を貸してほしい」との依頼を受けたので、放射線防護の専門家としてチェルノブイリ事故への対応に関する知見が豊富で、自らの恩師でもある小佐古氏を内閣官房参与として総理に推薦したとのことである。

これを受け、16日に総理は小佐古氏を内閣官房参与に任命し、同日夜に、近藤原子力委員会委員長の執務室で第一回会合が開催された。また、同参与は、尾本原子力委員会委員の部屋を執務室として使うこととなった。この経緯は承知していないが、近藤委員長も尾本委員も東大で原子力工学を学んだ人々であり、事前に小佐古参与と面識があったのではないかと私（佐藤係長）は考えている。また、当時、安全委員会及び同事務局は事故対応で多忙を極めており、比較的手の空いていた原子力委員会であれば、落ち着いて事故対応に当たることができるかの判断があったのではないかと。また、同参与の任命後、内閣官房が小佐古参与のために執務室を用意したが、大部屋に机が用意され、落ち着いて執務に当たるといった雰囲気ではないと同参与が考えたため、尾本委員の執務室を借りることとなったと聞いている。

16日の第一回会合には、私（XXXXXXXXXX）は出席していなかったが、小佐古参与、空本議員、近藤委員長、尾本委員の他に、根井保安院審議官も出席していたと聞いている。同日の会合での議論の詳細は承知していないが、翌17日午前6時頃に根井審議官から私（佐藤係長）のところに電話があり、「小佐古参与及び空本議員の希望で、君（佐藤係長）に助言チームのサポートに回ってもらうこととなったので、お願いしたい」との連絡があった。また、右連絡と相前後して、空本議員からも私（佐藤係長）のところに電話があり、「君（佐藤係長）をチームに入れてもらうよう保安院にお願いしておいたから」と伝えられた。

## 【取扱い厳重注意】

小佐古、空本両氏から私（佐藤係長）が指名された理由について直接は聞いていないが、事故以前から両氏と面識があったためであろう、と私（佐藤係長）は考えている。具体的には、私（佐藤係長）は現在文科省から保安院に出向しているが、文科省に入省する前は、[REDACTED]で働いていた。[REDACTED]に入省した年に、当時東芝社員であった空本議員が[REDACTED]に出向しており、重なったのは3か月ほどであったが、一緒に食事に行くなど、親しい間柄であった。また、小佐古参与についても、私（佐藤係長）が文科省で勤務していた時に、私が所属する課が主催する審議会の主査を小佐古参与にお願いするなど、以前から面識があった。

上記の経緯を経て、私（佐藤係長）は17日から「助言チーム」に加わることとなったが、当初から、私は、保安院職員としてというよりは、個人的なつながりに基づいて呼ばれたものであると認識していた。

### （2）「助言チーム」の初期の活動の態様

3月17日午前には、近藤委員長室で第二回会合が開催され、私（佐藤係長）も出席した。同会合には、小佐古参与、空本議員、近藤委員長、尾本委員、根井審議官の他に、細野補佐官、中山経産政務官、民主党長島昭久議員、大島元内閣府副大臣が参加していた。以後、出席者に多少の変動はあったが、3月20日頃までは朝・夕の二回、その後3月25日までは午前中に一回、定例の会合を開催し、新たに起きた事象や収集した情報を踏まえて小佐古、空本両氏が作成した関係省庁への事故対応に係る提言案について、出席者で協議していた。

上記会合には、保安院からは、通常、根井審議官が出席していたが、同審議官が対応できない場合には、平岡次長が来ていた。また、安全委員会も当初班目委員長が出席していたが、会議冒頭で中座することが多かった。その後、班目委員長はあまり出席しなくなり、神田総務課企画官または[REDACTED] JAEA（日本原子力研究開発機構）部長が代理として出席するようになった。また、後述のように、モニタリング等に関して文科省から協力を得る必要があるという話になったので、18日頃に、私（佐藤係長）から、保安院への出向直前に上司であった明野文科省原子力安全課長にオブザーバーとして出席をお願いした。

提言の策定に係る検討は3月16日夜に開催された第一回会合から行われていたようで、私（佐藤係長）は、小佐古参与の指示で16日の会合の議事録を、17日に提言集のような形でまとめたと記憶している。その後、時間の経過に伴って提言が追加され、3月23日頃までに、50近い提言が「提言集」としてまとめられた。

提言案の策定は、小佐古参与、空本議員及び私（佐藤係長）の3名で行ったが、提言案の策定に当たっては、マスコミ情報や、安全委員会経由で原子力委員会委員にも配布されていたERCの資料（主にプラント情報やモニタリングデータ等）を情報源として用いていた。そして、こうした情報を基に、誰かがいずれ対応しなければならないが、現在対応が行われているのかにわかには分からない事項について、「助言チーム」からの提

## 【取扱い嚴重注意】

言としてまとめて行った。

例えば、自衛隊のヘリが第一原発上空で原子炉冷却のために散水している映像をテレビで見ていた際に、「散水後の汚染水が海洋に流れる可能性があるので、海域モニタリングが必要になるが、現在いずれかの組織が行っているとの情報は得ていない」との小佐古参与の意見をもとに、海洋モニタリングの強化に係る提言を盛り込み、文科省等にお願いすることが決まった。

このようにして作成された提言案は、定例会合で小佐古参与から近藤委員長をはじめとする出席者に対して説明し、出席者による議論を経て、「助言チーム」としての決定事項とされていった。

一般的に、内閣官房参与の決定を各省庁に強制する法的仕組みはないので、「助言チーム」においても、各省に助言の実施をどのように強制するかが問題となった。私（佐藤係長）は直接関与していないが、3月17日以前に空本議員は福山官房副長官に小佐古参与を紹介しており、その際、同副長官から「必要なことがあれば私（福山副長官）のところに相談に来てください、私が責任を持って対応する」との発言があったと聞いている。こうしたやり取りを踏まえ、17日以降、「助言チーム」が決定した提言集は、福山副長官の下に直接又は秘書官を通じて届けられ、官邸地下に詰めている各省リエゾン経由で各省に伝えられるようになった。また、東電が主体となって取り組む必要があるプラント対応に係る提言については、細野補佐官から東電に伝えてもらうこととした。

（当方より、各省による助言チームの提言に対する対応状況について問うたところ）チーム会合に出席していた、保安院、文科省、安全委員会のうち、前二者についてはそれなりに対応してもらえたとの印象がある。文科省については、「助言チーム」が行った海域等でのモニタリングの強化に関する提言を受け、実際にモニタリングを強化した。また、保安院については、平岡次長から、提言の一つである「原子力災害の被災地向けのニュースレターの発行」の実施に向け、レイアウトや配布方法について「助言チーム」に相談があった。

他方、安全委員会については、「助言チーム」からの提言に対応しているのか判然としなかった上、班目委員長は会合の冒頭で中座することが多かったため、（時期は覚えていないが）同委員会がどのような体制で「助言チーム」の提言に対応しているのか、小佐古参与、空本議員、私（佐藤係長）の三人で安全委員会に見に行ったところ、安全委員会として真摯に対応しているという雰囲気を感じられなかった。そのため、小佐古参与及び空本議員から岩橋局長に対し、安全委員会は「助言チーム」の提言にしっかり対応してほしい旨の申し入れを二度にわたって行った。

申し入れの際には、岩橋局長から「しっかり対応したい」との返答はあったが、同局長が事故対応に追われて疲弊しきっている様子が見られたため、助言チームからは、「安全委員会が助言チームの提言に対応できるようにするために必要なことがあれば、提言に盛り込むのでぜひ言ってほしい」と伝えた。なお、上記協議の以前から、班目委員長が■■■■部長を安全委員会事務局のサポートのために呼んでほしいと言っていたのを「助

## 【取扱い厳重注意】

「助言チーム」の定期会合等の場で聞いていたので、提言集を福山官房長官のところに持っていった際に、小佐古参与から、[ ] 部長を安全委員会事務局支援のために招集することを進言した。

また、小佐古参与は SPEEDI データが公表されていないことについて強い不満を持っていたため、文科省に対して単位放出を仮定した定時計算の結果を送付してもらうとともに、公表していない理由を問い合わせた。これに対し、文科省から計算結果は送られてきたが、公表については、「現在 SPEEDI の運用は、公表を含め安全委員会が行っているので、文科省では対応しかねる」との返答があった。その後、安全委員会にも問い合わせたが、明確な回答はなかったと記憶している。

### (3) 「助言チーム」のその後の活動の態様

助言チームの活動に係るロジ業務（弁当や車の手配）は、近藤委員長の秘書が行っていたが、3月19日から21日にかけては休日で秘書がいなかったため、緊急時対応で原子力委員会事務局に出勤していた同委員会の職員に依頼したところ、同事務局の職員から「ロジ業務を原子力委員会事務局職員にやらせないでほしい」と言われた。また、それ以前からも原子力委員会のコピー機を大量に使用するなどしていたため、徐々に居心地の悪さを感じ始めていた。

そのため、21日に小佐古参与及び私（佐藤係長）は、執務室の移転を決定した。おそらく空本議員と懇意であったためであると思われるが、大島国交大臣が国交省に執務室を持つことを提案してくれたが、原発対応に係る内閣官房参与が国交省に執務室を持つのは対外的に説明がつかないとの理由であきらめ、最終的には議員会館にある空本議員の事務所を執務室として使用することとした。なお、「助言チーム」の会合についてはその後も近藤委員長室で開催していた。

また、22日朝には放射線防護の専門家である [ ] 氏（ [ ] ）ら2名が「助言チーム」に加わり、放射線防護に関する提言が追加された。これを受け、助言チームでは、一通り必要な提言は行ったと思われるので、今後は、原則的に新たな助言は行わず、これまで「助言チーム」が行ってきた提言がどの程度実行されているかフォローアップをしていくことを決定した。

なお、私（佐藤係長）個人としても、保安院職員という立場を離れて、「助言チーム」の一員として各省に対して要望を提出し続けることに、途中から違和感を持ち始めていたので、22日に [ ] 氏らが加わったことや、「助言チーム」での提言が一段落したことを受けて、根井審議官や前川原子力防災課長とも相談の上、3月28日に「助言チーム」を抜けた。したがって、それ以降、4月29日の小佐古参与の辞任に至るまでの経緯については承知していない（詳細については、 [ ] 氏等に聞いてほしい）。

### (4) その他

校庭の線量限度の設定について、小佐古委員長と私（佐藤係長）は文科省に赴き、明

## 【取扱い厳重注意】

野課長及び中矢放射線規制室長と協議を行った。その際、小佐古参与は線量限度に関する文科省の施策に対する態度のいい加減さに憤慨し、涙を流して抗議した（詳細については、明野課長及び中矢室長に確認してほしい）。

なお、小佐古参与は、4月29日の辞任会見の際に、校庭の被ばく線量を20 mSvに設定したことを批判し、これに対し、官房長官がその後の記者会見で、「小佐古参与は被ばく線量限度の引き上げを一部主張しており、辞任会見での発言とは矛盾するのではないか」という趣旨の発言をしていたと記憶しているが、これは誤解である。小佐古参与が被ばく線量限度の引き上げを主張していたのは作業員であって（※「助言チーム」は限度を250 mSvか500 mSvに引き上げるべきであるとの提言を行っている）、一般人の被ばく線量は可能な限り低く設定すべきであるとの立場であった。

（当方より、小佐古参与の安全委員会に対する心証を問うたところ）小佐古参与は、班目委員長がいつも会合の途中で中座することに強い不満を持っており、終了後によく班目委員長の不満を述べ、近藤委員長にいなされることがあったように記憶している。

### 3. SPEEDI 試算結果の公表等について

私（佐藤係長）は、3月28日に「助言チーム」を離れた後、3月29日は保安院本院で本来業務を行っていたが、同日または翌日に、根井審議官から、「SPEEDI の公表に関して官邸で関係省庁を交えて協議が行われるので、同行してほしい」との指示があった（※佐藤係長は██████████での勤務経験から SPEEDI に関する知見が豊富）。これを受け、3月30日には、同審議官の指示で SPEEDI の活用及び公表に係るペーパーを、文科省及び安全委員会と協議の上、保安院で取りまとめて作成した。右ペーパーでは、「4月1日から原則として毎日定期的に試算するとともに、試算結果の評価を行い、それらを公表する」としていた。その後、官邸での協議の詳細は記憶していないが、保安院は、SPEEDI の試算結果を全く公表しないのは難しいが、公表に当たっては慎重に行うべきであるとの立場であったと記憶している。

確か3月31日に行われた官房長官との協議の場であったかと思うが、同席していた伊藤危機管理監が、DOE が航空機サーベイを行っていることや、実際のモニタリング結果と SPEEDI による予測結果が類似しているが、SPEEDI 予測によると、避難区域に設定されている20 km 圏内の地域外においても、高い線量が示されている、等の説明を行った。それを受け、官房長官からは、「SPEEDI を活用してモニタリングを強化する必要があるとともに、場合によっては20 km 圏外でも線量の高い地域については追加的に避難区域に設定する必要がある」との指摘がなされた。また、（おそらく同長官から）地域ごとの積算線量等が見やすいように、モニタリング結果をマップ化してほしいとの指示があった。

3月31日の官房長官室での協議においては、森口文科省審議官から SPEEDI 試算結果はすべからく公開、とはいかないとの方針を説明し（※各省が様々な仮定を置いて行っていた SPEEDI 試算を非公表とするという方針のことと思われる）、出席者の了承を得

## 【取扱い嚴重注意】

ていたように記憶している。ただし、1 Bq/h の単位放出を仮定した定時計算の SPEEDI 試算結果の公表の可否について議論が行われている途中で、伊藤危機管理官によるモニタリングに関する上記報告をきっかけとして、モニタリング強化や線量マップ策定についての議論が開始されたため、その後、SPEEDI 試算結果の公表についての議論が行われないまま散会となった。

3月31日の官房長官指示を受け、文科省が中心となってモニタリング結果のマップ化作業を開始した。その際、SPEEDI を使用して線量の高そうな箇所を予測し、まだモニタリングが行われていない場合には、文科省の指示で実際にモニタリングカーを派遣して、計測を行っていた。その後、4月2日頃にマップが完成した。

これを受け、4月2日夕刻に官房長官のところで協議を行った。右協議には、官房長官に加え、福山官房副長官、細野補佐官、伊藤危機管理官、保安院（黒木審議官及び佐藤係長）、文科省（明野課長）、安全委員会（加藤審議官）の職員が出席していた。また、具体的氏名は記憶していないが、放射線医学総合研究所の医者の方も同席し、ICRP 基準の説明を行った。その後出席者の間で、右説明を踏まえ、避難範囲の設定基準となる積算線量を20mSvか50mSvのいずれかにすべきかについて議論が行われた。

上記協議においては、最終的には具体的結論は出ず、おそらく官房長官から、「どの地域で何日くらい滞在すれば、積算線量が20mSvないし50mSvに達するかについて、地点ごとに計算するとともに、その地点の住民の数の関連情報を合わせて持ってきてほしい」との指示があり、その場は散会となった（この指示は3月31日の協議で既に行われていて、文科省が4月2日の協議にそうした地図を持ってきたかもしれないが、よく覚えていない）。

その後、上記の官房長官室での協議を踏まえ、同日午後6時頃から、緊急参集チームがある官邸地下において、伊藤危機管理官主催の協議が行われ、上記の官房長官室での協議に出席していた文科省、保安院、安全委員会職員が出席し、計画的避難区域設定に係る詳細について検討が行われた。なお、この協議において、伊藤危機管理官から、「単位放出を仮定した定時計算結果だけを毎日公表しても、放射性物質が流れている方向が分かるだけであって、実際の線量や積算線量等が分からないのであるから、公表しても意味がないのではないか。それよりも、まずはSPEEDIを活用して、モニタリングの精度を上げることが重要なのではないか」との発言があった。

3月31日及び4月2日の官邸での協議を受け、ERC 住民安全班では、文科省が作成した地図等を参考に、深野保安院対策官（当時）の指揮のもと、計画的避難区域等の範囲設定に係る検討が行われた。その後、4月5日に基本的な考え方がまとまったので、同日保安院から海江田大臣に報告し、翌6日には、官房長官から総理に説明して了承を得た。4月7日に大きな余震があり、私（佐藤係長）は本来業務に戻ることもなかったので、その後の経緯の詳細は承知していないが、聞くところでは、4月10、11日の休日に地元自治体への説明が行われ、自治体の了承が得られたので、翌11日に官房長官が計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の基本的考え方を記者会見で発表した、との

**【取扱い嚴重注意】**

ことである。